

平成 19 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社ガーラ
代表者名 代表取締役社長 廣末 紀之
(コード番号 4777 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役管理統括本部長 藤田 公司
(TEL 03-5778-0321(代表))

第三者割当による新株式及び
行使価額修正条項付第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行並びに
コミットメント条項付き第三者割当て契約の締結に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 9 月 28 日開催の取締役会において、メリルリンチ日本証券株式会社（本社：東京都中央区。以下「割当先」といいます。）を割当先とする新株式及び第 1 回新株予約権（第三者割当て）の発行、並びに証券取引法による届出の効力発生後に、割当先との間で、下記の内容を含むコミットメント条項付第三者割当て契約を締結することを決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株式及び新株予約権募集の目的

当社ならびに当社グループは、「世界 No. 1 のグローバル・オンライン・コミュニティ・カンパニー」を目指し、平成 17 年 3 月期に開始したオンラインゲーム事業の世界展開を進め、事業拡大ならびに企業価値増大に努めてまいりました。

このような状況の中で、当社の米国連結子会社 GALA-NET, INC.、欧州連結子会社 GALA NETWORKSEUROPE LTD.（米国 GALA-NET, INC の 100%子会社）では、オンラインゲーム・ポータルサイト「gPotato（ジーポテト）」の運営が順調に推移し、米国において平成 18 年 3 月末時点で 34 万人であった会員数が平成 19 年 7 月に 200 万人を突破し、業績も順調に拡大してまいりました。

当社グループは、今後飛躍的な拡大が見込まれる欧米のオンラインゲーム市場におけるオンラインゲームの提供数の拡大、欧米以外でのオンラインゲーム提供地域の拡大の両面から、更なる事業拡大と「gPotato」や「GALA」ブランドの更なる浸透を目指しており、そのためには、韓国や中国などの外部開発会社からのオンラインゲームのライセンス調達や欧米連結子会社の体制整備を図り、グローバルなグループ企業展開を推進する必要があると考えております。

また、当社グループが当期より国内で開始するモバイル向けオンラインゲームサービスにおきましても、今後、国内でのサービス提供に留まらず、韓国・欧米などグローバルなサービス提供が可能であると考えており、当社グループ会社内で開発から運営までワンストップサービスの体制を構築したいと考えております。また、本年 8 月には韓国のモバイルゲーム開発会社を連結子会社化す

ることを基本合意しており、本事業において今後も、モバイル向けオンラインゲームの開発のための投資が必要になると考えております。

この度の新株式の発行による調達資金は、子会社への増資や新規オンラインゲームライセンス取得の資金に充当する予定です。

また、本新株予約権の発行スキームは、今後の当社グループのグローバルな事業展開の進展にともなうオンラインゲームのライセンス調達や欧米連結子会社の体制整備、モバイル向けオンラインゲーム開発等のための資金として、資金需要に応じた適時適切かつ機動的な資金調達手段として、現時点で当社が採りうる最良の選択であると判断しております。

今回のコミットメント条項付新株予約権（第三者割当て）による新株発行は、当社が本新株予約権の行使を相当程度コントロールできる点が最大の特徴であります。当社に資金需要が発生し本新株予約権の行使を希望する場合は、一定期間内に当社の指定した数の本新株予約権の行使を強制でき、一方で、株価動向等を勘案して当社が本新株予約権の行使を希望しない場合には、当社の指定する期間、本新株予約権の行使を禁止することができる（エクイティ・コミットメントラインと呼ばれる手法です。）ため、資金需要に応じて柔軟な資金調達が可能になるとともに、株価に対する影響度が少ないものと考えられ、さらにメリルリンチ日本証券株式会社が対応可能な限り市場に配慮し、機関投資家を中心とした販売を行うなど、既存株主の利益を十分に配慮した資金調達が可能であると考えております。

【エクイティ・コミットメントラインの概要】

この手法は、あらかじめ一定数の新株予約権を割当先に付与した上で、資金需要が発生した際に、当社が、一定の条件に従って本新株予約権を行使すべき旨及び行使すべき本新株予約権の数を指定できる仕組みとなっており、割当先は、かかる指定を受けた場合、一定の条件及び制限のもとで、一定期間中に指定された数の本新株予約権を行使することをコミットします。当社は、この仕組みを活用することにより、資金需要に応じた機動的な資金調達を行うことができます。但し、当社が1度に指定できる本新株予約権数には一定の限度があり、複数回の指定を行う場合には20取引日以上の間隔を開けなければなりません。また、当社の株価が、一定の水準を下回る場合、未公表の当社インサイダー情報等がある場合、当社の財政状態又は業績に重大な悪影響をもたらす事態が発生した場合など一定の場合には当社はかかる指定を行うことはできません。なお、当社は、上記の指定を行った場合、その都度プレスリリースを行います。

また、当社は、上述した行使停止条項に基づき、その裁量により、本新株予約権の全部又は一部につき、行使することができない期間を指定（以下「停止指定」といいます。）することができます。停止指定の期間は当社の裁量により決定することができ、また、当社は、一旦行った停止指定をいつでも取消することができます。但し、約2年間の行使請求期間のうち最後の1ヶ月間については、停止指定を行うことはできません。また、平成19年10月16日から平成21年8月19日までのいずれかの取引日における当社普通株式の終値が割当日の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の50%に相当する金額を下回った場合、又は平成21年8月20日から同年8月27日の間のいずれかの取引日における当社普通株式の終値が本新株予約権の下限行使価額を下回った場合には、割当先は、平成21年8月28日までに当社に対して通知することにより、本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新

株予約権の発行要項に従い、本新株予約権を取得します。

【エクイティ・コミットメントラインの特徴と本スキームを選択した理由】

当社は今回の資金調達に際し、多様な資金調達手段を検討した結果、以下のような点を総合的に勘案し、本スキームによる資金調達が現時点における最良の選択肢であると判断いたしました。

- ①当社の資金需要や株価動向を総合的に判断した上で、柔軟な資金調達が可能であること。
- ②本新株予約権の目的である当社普通株式数は20,000株で一定であるため、株価動向によらず、最大希薄化株式数は限定されていること。
- ③本新株予約権には上限行使価額が設定されていないため、当社が株価上昇のメリットを享受できること。
- ④本新株予約権に係る払込金額と同額の金銭を割当先に払い戻すことにより、当社は本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することが出来ること。
- ⑤割当先は、本新株予約権の行使により取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておりませんが、対応可能な限り市場に配慮した行使を行い、機関投資家を中心とした販売に努める予定であり、割当先は、本新株予約権の権利行使を前提としたつなぎ売り等（注）以外の空売りを目的として、第三者と貸株契約を締結しないこと。

（注） つなぎ売り等・・・新株予約権の権利行使の結果取得することとなる株券の数量の範囲内で当該株券と同一銘柄の株券の売り付けを行うこと等

- ⑥割当先証券会社に十分な実績があると認められること。

2. 調達する資金の額及び使途

（1） 調達する資金の額（差引手取概算額）

1,240,820,000円

（注） 上記金額は、本新株式の払込金額の総額並びに本新株予約権の払込金額の総額及び本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額から、新株式及び本新株予約権に係る発行諸費用の概算額を差し引いた金額です。なお、本新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少します。

（2） 調達する資金の具体的な使途

新株式及び新株予約権の発行による調達資金並びに新株予約権が権利行使された場合の調達資金の合計1,255,820,000円から、新株式に係る発行諸費用の概算額5,000,000円及び新株予約権に係る発行諸費用の概算額10,000,000円を差し引いた残額1,240,820,000円については、子会社への増資や新規オンラインゲームライセンスの取得資金、ならびに今後の当社グループのグローバルな事業展開の進展にともなうオンラインゲームのライセンス調達や欧米連結子会社の体制整備、モバイル向けオンラインゲーム開発等のための資金等に充当する予定であります。なお、当社が本新株予約権の行使を指定した際に行うプレスリリースにおいては、使途を記載いたします。

（3） 調達する資金の支出予定時期

平成19年10月～

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社グループの今後の経営戦略として、事業展開する地域の拡大と、一地域での多事業展開との両面からグローバルなビジネスを展開する予定であります。

これを実現するにあたり、オンラインゲーム事業では当社グループで開発したオンラインゲームのライセンス提供を世界各国に進めるほか、一地域において提供するオンラインゲーム数についても増加する必要があります。従いまして、当社グループ外で開発された有望なオンラインゲームの提供ライセンスを適時に取得し、ビジネス機会の損失を起ささないようにするためには、一定規模の資金が必要と考えております。

また、日本において携帯電話の通信環境が向上していくなかで、モバイル向けコンテンツビジネスとしてのモバイルオンラインゲームサービスは、日本での当社の企業価値の増大を図り、さらに当該サービスを世界展開することによりグループ企業価値の増加をはかることを目指しており、先駆的な韓国のモバイルオンラインゲーム開発会社の M&A 等に資金が必要になります。

今後の当社グループの世界展開の中で、グループの企業価値増大に向けてこれらの資金の使用は、株主価値を高めるものと認識しており、合理的な用途であると認識しております。

3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）（単位：百万円）

決 算 期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期	平成 19 年 3 月期
売 上 高	601	599	1,682
営 業 利 益	△9	△87	△97
経 常 利 益	△13	△127	△192
当 期 純 利 益	0	71	△299
1 株当たり当期純利益（円）	95.14	1,032.62	△4,736.92
1 株当たり配当金（円）	—	—	—
1 株当たり純資産（円）	62,865.32	25,360.03	25,739.60

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	64,857.3 株	100%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	20,000 株	30.8%
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	20,000 株	30.8%
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	上限行使価額はありませぬ。	上限行使価額はありませぬ。

(注) 発行済株式数に対する比率は、本新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株式数を発行済株式総数で除した数値であります。

(3) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

・新株式

発行期日	平成19年10月15日
調達資金の額	89,320,000円（発行価額：47,160円）（差引手取概算額）
募集時における発行済株式数	64,857.3株
当該増資による発行株式数	2,000株
募集後における発行済株式総数	66,857.3株
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社

・株式会社ガーラ第1回新株予約権（第三者割当て）

発行期日	平成19年10月15日
調達資金の額	1,151,500,000円
募集時点における発行済株式数	64,857.3株
募集時における潜在株式数	当初の行使価額（57,640円）における潜在株式数：20,000株 行使価額上限値はありません。 行使価額下限値は現時点で未定ですが、行使価額下限値においても、潜在株式数は20,000株です。

（注）調達資金の額は、本新株予約権の払込金額の総額（8,700,000円）に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額（1,152,800,000円）を合算した金額から発行諸費用の概算額（10,000,000円）を差し引いた金額です。行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少します。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、調達資金の額は減少します。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・有償・第三者割当

年月日	増資額	増資後資本金	摘要
平成17年7月21日	50,240,000円	674,731,540円	有償・第三者割当

・第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（MSCB等）

発行期日	平成18年1月12日
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式数	55,070株
募集時における	当初の転換価額（218,000円）における潜在株式数：4,587.1株

潜在株式数	転換価額上限値（436,000円）における潜在株式数：2,293.5株 転換価額下限値（109,000円）における潜在株式数：9,174.3株
現時点における 転換状況 （行使状況）	転換済株式数（行使済株式数）：7,867.3株 （残高 ー円，転換価額（行使価額） 120,000～218,000円）
当初の資金使途	オンラインゲーム事業におけるM&A及び資本提携の資金に充当。
支出予定時期	平成18年2月15日他
現時点における 充当状況	オンラインゲーム事業におけるM&A及び資本提携等の投資資金。

(5) 最近の株価の状況

平成17年3月期末 (平成17年3月31日終値)	530,000円
平成18年3月期末 (平成18年3月31日終値)	137,000円
平成19年3月期末 (平成19年3月30日終値)	121,000円
直近3か月の終値平均 (平成19年6月28日～平成19年9月27日)	89,544円

(注) 平成17年11月18日付をもって、1株を5株に株式分割しております。

4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成19年3月31日現在）		募集後（潜在株式未反映）	
菊川 暁	45.70%	菊川 暁	44.33%
宗教法人 宗三寺	2.79%	メリルリンチ日本証券(株)	3.01%
川手 広樹	2.41%	宗教法人 宗三寺	2.71%
菊川 匡	1.86%	川手 広樹	2.34%
(株)電通	1.21%	菊川 匡	1.81%
高田 隆右	1.16%	(株)電通	1.18%
大阪証券金融(株)	1.02%	高田 隆右	1.13%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券(株))	0.76%	大阪証券金融(株)	0.99%
田中 最代治	0.54%	GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマ ン・サックス証券(株))	0.75%
高田 隆右	0.54%	田中 最代治	0.53%

- (注) 1. 高田隆右氏は「氏名又は名称」が同一ですが、「住所」が相違しております。
 2. 募集後の持株比率の算定にあたって、当社の発行済株式総数及びメリルリンチ日本証券株式会社以外の株主の保有株式数につきましては、平成19年3月31日現在の数値に基づいて計算しております。

5. 業績への影響の見通し

当社は、当社グループのオンラインゲーム事業における、新規オンラインゲームのサービス開始や、海外での新規地域での事業展開における業績予想が極めて困難であることから、業績予想の公表を差し控えさせていただきます。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行価額の算定根拠

新株式につきましては、平成19年9月27日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値52,400円を参考に47,160円（ディスカウント率10%）としました。

第1回新株予約権（第三者割当て）につきましては、第1回新株予約権の発行要項及び割当先であるメリルリンチ日本証券株式会社との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権1個の払込金額を金435円としました。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①新株式及び本新株予約権の目的である当社普通株式数の合計22,000株に対し、当社株式の過去1年間における平均出来高は1,008株であること、②平成19年9月28日現在の発行済株式数に対する本新株予約権による潜在株式数は30.8%となるものの、権利行使期間が2年間であること、今後の当社の資金需要と株価動向に応じて当社が新株予約権の権利行使を相当程度コントロールすることが可能であること、および当社の判断により本新株予約権を取得することが可能であることから、本新株予約権の発行は市場に過度の影響を与える規模ではなく、上記2.（4）のとおり、今回調達する資金の使用がグループの企業価値および株主価値を高めるものと認識しており、発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

7. 割当先の選定理由

(1) 割当先の概要

①	商 号	メリルリンチ日本証券株式会社
②	事 業 内 容	証券業
③	設 立 年 月 日	平成10年2月26日
④	本 店 所 在 地	東京都中央区日本橋1-4-1 一丁目ビルディング
⑤	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 小林 いずみ
⑥	資 本 金	92,768,250,000円
⑦	発 行 済 株 式 数	1,855,365株

⑧	純 資 産	122,536 百万円		
⑨	総 資 産	3,295,824 百万円		
⑩	決 算 期	3 月 31 日		
⑪	従 業 員 数	1,234 名		
⑫	主 要 取 引 先	投資家並びに発行体		
⑬	大株主及び持株比率	メリルリンチ・インターナショナル・インコーポレーテッド 100%		
⑭	主 要 取 引 銀 行	三井住友銀行、三菱東京 UFJ 銀行、みずほコーポレート銀行、シティバンク銀行		
⑮	上 場 会 社 と 割 当 先 の 関 係 等	資 本 関 係	該当事項なし	
		取 引 関 係	該当事項なし	
		人 的 関 係	該当事項なし	
		関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項なし	
⑯	最近 3 年間の業績			
	決 算 期	平成 17 年 3 期	平成 18 年 3 期	平成 19 年 3 期
	営 業 収 益	81,217	104,718	123,836
	営 業 利 益	14,690	22,065	14,066
	経 常 利 益	14,048	20,975	13,850
	当 期 純 利 益	18,965	7,891	△8,817
	1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	3,315.91	4,495.91	△4,932.17
	1 株 当 たり 配 当 金 (円)	—	—	—
	1 株 当 たり 純 資 産 (円)	64,722.64	69,132.76	66,044.16

(単位：百万円)

(2) 割当先を選定した理由

商品性や過去の実績等を総合的に勘案して決定いたしました。

(注) 株式会社ガーラ第 1 回新株予約権 (第三者割当て) に係る割当ては、日本証券業協会会員であるメリルリンチ日本証券株式会社により買い受けられるものであり、日本証券業協会の定める「会員におけるMSCB等の取扱いについて」理事会決議 (自主規制会議決議) の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当先の保有方針

当社と割当先との間において、第三者割当てにより割当てられる新株式及び当社第1回新株予約権（第三者割当て）について、継続保有及び預託に関する取り決めはありません。ただし、新株式については、割当先から、割当新株式効力発生日（平成19年10月15日）より2年間に
おいて、当該割当新株式の全部又は一部譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告することの内諾を受けております。また、当社第1回新株予約権（第三者割当て）については、その発行要項において、譲渡の際に当社取締役会の承認が必要である旨が定められております。

（4）株券貸借に関する契約

当社および当社の大株主と割当先との間において、株券貸借についての契約はありません。

以 上

(別添) 発行要領

I 第三者割当による新株式発行

1. 募集株式の種類及び数	当社普通株式 2,000 株
2. 払込金額	1 株につき 47,160 円
3. 払込金額の総額	94,320,000 円
4. 増加する資本金及び 資本準備金の額	増加する資本金の額 1 株につき 23,580 円 増加する資本準備金の額 1 株につき 23,580 円
5. 申込日	平成 19 年 10 月 15 日
6. 払込期日	平成 19 年 10 月 15 日
7. 割当先及び割当株式数	メリルリンチ日本証券株式会社 2,000 株
8. 払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 恵比寿支店
9. 新株券交付日	平成 19 年 10 月 15 日
10. その他	

(1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

(2) その他上記新株の発行に関し必要な事項は、取締役会において決定する。

(注) 発行価額の決定方法 平成 19 年 9 月 27 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値 52,400 円を参考に上記金額とした。(ディスカウント率 10%)

Ⅱ 第三者割当による新株予約権発行

1. 本新株予約権の名称

株式会社ガーラ第1回新株予約権（第三者割当て）（以下「本新株予約権」という。）

2. 申 込 期 間

平成19年10月15日

3. 割 当 日

平成19年10月15日

4. 払 込 期 日

平成19年10月15日

5. 募 集 の 方 法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をメリルリンチ日本証券株式会社に割当て
る。

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式20,000株とする（本新株予
約権1個当りの目的たる株式の数（以下「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、下記
第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式
の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第11項の規定に従って行使価額（以下に定義する。）の調整を行う場合には、割当株
式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、
かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項に定める調整前行使価額及
び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第11項第(2)号及び第(5)号による行
使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後の割当株式数の適用開始日の前日までに、
本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当
株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、第11項第(2)号⑤に定
める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日
以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数

20,000個

8. 各本新株予約権の払込金額

金435円（本新株予約権の目的である株式1株当たり435円）

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株
式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」
という。）は、当初57,640円とする。

10. 行使価額の修正

第 17 項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）の前日まで（当日を含む。）の3連続取引日（但し、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正日価額」という。）が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日にかかる修正後の行使価額が下限行使価額（以下に定義する。）を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値は当該事由を勘案して調整されるものとする。「下限行使価額」は当初、第3項記載の割当日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の70%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行} \cdot \times \text{1株当りの} \text{処分株式数} \text{払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行} \cdot \text{処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ③ 下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は下記第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合

調整後の行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに下記第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本号①乃至③の場合において、基準日が設定され、且つ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。但し、株券の交付については第18項の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{cc} \text{調整前} & \text{調整後} \\ \text{行使価額} & \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{当該期間内に交付された株式数}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記第(2)号⑤の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。
- (5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が第10項に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、上記第(2)号に基づく行使価額の調整は行わないものとする。但し、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。

(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後の行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記第(2)号⑤に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。また、上記第(6)号の規定が適用される場合には、かかる通知は下限行使価額の調整についてのみ行う。

12. 本新株予約権を行使することができる期間

平成19年10月16日から平成21年10月16日までとする。

13. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

14. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条及び第274条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり435円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 当社は、当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で承認決議した場合は、(i)本新株予約権証券が発行されていない場合には、会社法第273条の規定に従って通知をし、(ii)本新株予約権証券が発行されている場合には、会社法第273条、第274条及び第293条の規定に従って公告及び通知をしたうえで、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり435円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 本新株予約権の譲渡制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

17. 本新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合、第12項記載の本新株予約権を行使することができる期間中に第21項記載の行使請求受付場所を宛先として、行使請求に必要な事項をFAX、電子メール又は当社及び当該行使請求を行う本新株予約権者が合意する方法により通知するものとする。当該

行使に係る本新株予約権につき本新株予約権証券が発行されている場合は、上記通知に加えて、当該本新株予約権証券を行使請求受付場所に対して提出しなければならない。

- (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて第 22 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 21 項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知（及び新株予約権証券が発行されている場合は新株予約権証券の提出）が行われ、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

18. 株券の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。

19. 本新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権者の請求あるときに限り記名式新株予約権証券を発行する。

20. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本発行要項及び割当先との間で締結する予定の第三者割当て契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として算定した結果に、公募増資の場合の発行条件等との比較による検討結果を加味して、本新株予約権 1 個の払込金額を金 435 円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 19 年 9 月 27 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 10%上回る額とした。

21. 行使請求受付場所

当社 総務人事部(又はその時々における当該業務担当部署)

22. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 恵比寿支店(又はその時々における当該銀行の承継銀行若しくは当該支店の承継支店)

23. その他

- (1) 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (2) 本新株予約権の条件は、市場の状況、当社の財務状況、本新株予約権の払込金額その他を踏まえ、当社が現在獲得できる最善のものであると判断する。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以 上